



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。子ども一人一人が心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。

親にとって、子どもの成長を見守り、育ていくことは何ものにも代えがたい大きな喜びともなるものであり、責任と愛情のある子育てを通じて、子どもの成長とともに親も成長できるように、社会全体で子育て家庭を優しく見守り、支援していくことが大切です。

また、本市では、第4次芦屋市総合計画において「人と人がつながって新しい世代につなげる」という基本方針を掲げ「地域で安心して子育てができていく」まちを目標としています。

その実現のためにも、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを築いていかなければなりません。

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、地域全体ですべての子どもが健やかに成長することを願い、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が保障されるまちづくりを目指し、以下の理念を掲げます。



「みんなで育てる芦屋っ子」

～あすを担うすべての子どもが
しあわせに育つための
やさしいまちづくり～





2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来を創る力です。そのためにも、子どもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら、強い心と豊かな心を育み成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 親としての育ちの視点

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を持ち、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した、家庭における子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもの見守りや子育てにおいて、構成員が相互に関わり合うことができるような地域を目指します。

(4) 子育て環境の充実の視点

妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援できるよう、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、子ども・子育て支援の充実を図り、「児童の権利に関する条約」にうたわれている子どもの生命と人権が尊重される環境に配慮しつつ、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を目指します。

また、本市の自然、歴史、文化など、豊富に存在する資源の活用を図り、芦屋らしい個性と魅力を子どもたちに伝え、夢と希望のあるまちづくりへとつながっていく事業を推進します。

3 基本目標

基本目標1 家庭における子育てへの支援

妊娠・出産・子育てに関するストレスや不安の軽減を図るため、身近なところで相談支援や情報提供を受けることができるようにします。

また、親子同士の交流の場で気軽に相談できる環境を提供することにより、必要な世帯に支援が行き届き、様々な世代の人々が身近な地域で子育てを支援できる環境づくりを推進します。

【施策の方向】

- ① 多様な子育て支援サービス環境の整備
- ② 子育て家庭への経済的支援
- ③ ひとり親家庭の自立支援
- ④ 親と子の健康づくりの推進
- ⑤ 子育ての悩みや不安への支援

基本目標2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、学ぶ意欲や自尊感情などを高め、豊かな心と健やかな体をバランスよく育むことにより、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

【施策の方向】

- ① 就学前教育・保育の体制確保
- ② 小学校への円滑な接続





基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもと向き合える環境づくりに取り組みます。また、配慮が必要な子どもの個性に合わせた継続的な支援や保護者の立場に立った支援を充実し、安心して地域で生活できるまちづくりを進めます。

さらに、子どもが近年起きている重篤な事故・事件に巻き込まれることのないよう、地域の人々のつながりを支援しながら、子どもの居場所づくりに取り組み、子ども同士や地域の大人たちとのふれあいを深め、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。

【施策の方向】

- ① 地域における子どもの居場所づくりの推進
- ② 安全・安心なまちづくりの推進
- ③ 児童虐待防止対策の推進
- ④ 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

保護者が仕事を続けながら子育ての喜びを実感できる社会を作るために、子育てをめぐる多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現できる働き方の支援に取り組みます。

【施策の方向】

- ① 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- ② 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

4 施策の体系

[基本理念] [基本的な視点]

[基本目標]

[施策の方向]

「あすを担うすべての子どもが
みんなで育てる芦屋っ子」
「あわせに育つための
やさしいまちづくり」

(1) 子どもの育ちの視点
(2) 親としての育ちの視点
(3) 地域での支え合いの視点
(4) 子育て環境の充実の視点

(1) 家庭における
子育てへの支援

① 多様な子育て支援サービス環境の整備

② 子育て家庭への経済的支援

③ ひとり親家庭の自立支援

④ 親と子の健康づくりの推進

⑤ 子育ての悩みや不安への支援

(2) 子どもの健やかな
発達を保障する
教育・保育の提供

① 就学前教育・保育の体制確保

② 小学校への円滑な接続

(3) すべての子どもの
育ちを支える環境
の整備

① 地域における子どもの居場所
づくりの推進

② 安全・安心なまちづくりの推進

③ 児童虐待防止対策の推進

④ 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

(4) 仕事と子育ての
両立の推進

① 仕事と子育ての両立を図るための
環境の整備

② 産休・育休からの復帰が円滑に
できる環境の整備

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

